

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

開閉会日時	令和2年8月5日(水曜日)	開会	10:00	閉会	14:32	会議場所	別海町議会 委員会室2・3		
議員の出欠	1 番	宮越 正人	出席	10 番	小林 敏之	出席	13 番	中村 忠士	出席
	2 番	横田 保江	出席	11 番	瀧川 榮子	出席	14 番	佐藤 初雄	出席
	3 番	田村 秀男	出席	12 番	松原 政勝	出席	15 番	戸田 憲悦	欠席
出席説明員	総務部長		総務部次長兼総務課長			総合政策課長		総合政策課主幹	
	浦山 吉人	欠席	佐々木 栄典	欠席	三戸 俊人	欠席	皆川 学	欠席	
	総合政策課主査								
	大森 圭介	欠席							
委員外の出席	議長	西原 浩	議会モニター	0名	合計	1名			
事務局職員	主幹	松本 博史							
傍聴者数	一般	0名	議会モニター	0名	議会サポーター	0名			
	報道関係者	0名			合計	0名			
会議に付した事件及び会議結果など									
発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。								
委員長 14番 佐藤	13:30 開会・挨拶								
	開催概要説明 会期1日、出席委員8名（うち遅参(所要)1名）、欠席委員1名、員外1名 議長								
委員長 14番 佐藤	開会挨拶								
委員長 14番 佐藤	議事1 成文化作業（1回目）について								
事務局主幹 松本	資料により内容説明								
	<ol style="list-style-type: none"> 1 1回目の成文化作業の前に 2 本日を含めた作業スケジュール 3 前文及び活動原則について（案） 4 本日の成文化作業範囲について 								
	委員間討議なし								
委員長 14番 佐藤	5 成文化作業								
	(1) 前文								
	暫時休憩 10:21 成文化に係る自由討議 ※ 優先順位1を9点としポイント換算した重み配分は次のとおり								
	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方議会の役割 44 2 二元代表制の関係 53 3 議会の責務 51 4 議員の責務 49 5 目指す議会像 39 6 住民への決意表明 30 7 市民憲章の実現 16 8 町の歴史と運営 19 9 議会の歴史と使命 10 								
	再開 10:41								
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の4点を重視するとともに各委員による優先順位の判断を参考に、前文のたたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。 （「異議なし」の声あり） ・ 委員長説明のとおり決定する。 								
委員長 14番 佐藤	① 議会の責務								

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

	<p style="text-align: center;">② 議員の責務 ③ 目指す議会像 ④ 住民への決意表明</p> <p>暫時休憩 10:45 小休止 再開 10:51</p>										
委員長 14番 佐藤	(2) 目的										
	<p>暫時休憩 10:52 成文化に係る自由討議</p> <p style="text-align: center;">※ 優先順位1を5点としポイント換算した重み配分は次のとおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 自治基本条例の規定と関連付けた目的規定</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td>2 議員アンケートや議員間討議の結果を基に規定</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>3 執行機関と調整後に成文化</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>4 簡潔な目的規定に</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>5 条例の全容が一定程度わかる規定に</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </table> <p>再開 11:05</p>	1 自治基本条例の規定と関連付けた目的規定	29	2 議員アンケートや議員間討議の結果を基に規定	20	3 執行機関と調整後に成文化	17	4 簡潔な目的規定に	22	5 条例の全容が一定程度わかる規定に	17
1 自治基本条例の規定と関連付けた目的規定	29										
2 議員アンケートや議員間討議の結果を基に規定	20										
3 執行機関と調整後に成文化	17										
4 簡潔な目的規定に	22										
5 条例の全容が一定程度わかる規定に	17										
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的については、自治基本条例に関連付けて簡潔に規定することとし、たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。 <li style="padding-left: 20px;">(「異議なし」の声あり) ・ 委員長説明のとおり決定する。 										
委員長 14番 佐藤	(3) 定義										
委員長 14番 佐藤	<p>暫時休憩 11:07 成文化に係る自由討議</p> <p style="text-align: center;">※ 優先順位1を2点としポイント換算した重み配分は次のとおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 用語の定義を規定すべき</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>2 逐条解説で十分</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table> <p>再開 11:10</p>	1 用語の定義を規定すべき	6	2 逐条解説で十分	1						
1 用語の定義を規定すべき	6										
2 逐条解説で十分	1										
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用語の定義については、逐条解説もあるので、条例全体を通して、ある程度絞り込んで規定することとしてよろしいか。 <li style="padding-left: 20px;">(「異議なし」の声あり) ・ 委員長説明のとおり決定する。 										
委員長 14番 佐藤	(4) 基本理念										
委員長 14番 佐藤	<p>暫時休憩 11:12 成文化に係る自由討議</p> <p style="text-align: center;">※ 優先順位1を3点としポイント換算した重み配分は次のとおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 議員間討議により理念を規定すべき</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>2 活動原則があるので、端的に理念を規定すべき</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>3 活動原則を規定するだけで十分</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> </table> <p>再開 11:30</p>	1 議員間討議により理念を規定すべき	18	2 活動原則があるので、端的に理念を規定すべき	17	3 活動原則を規定するだけで十分	7				
1 議員間討議により理念を規定すべき	18										
2 活動原則があるので、端的に理念を規定すべき	17										
3 活動原則を規定するだけで十分	7										
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念については、規程しないこととしてよろしいか。 <li style="padding-left: 20px;">(「異議なし」の声あり) ・ 委員長説明のとおり決定する。 										
委員長 14番 佐藤	(5) 最高規範性										
委員長 14番 佐藤	<p>暫時休憩 11:32 成文化に係る自由討議</p> <p style="text-align: center;">※ 優先順位1を2点としポイント換算した重み配分は次のとおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 自治基本条例を最高規範と位置付ける</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>2 自治基本条例との関係を規定するのは早計</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 優先順位1を2点としポイント換算した重み配分は次のとおり</p>	1 自治基本条例を最高規範と位置付ける	11	2 自治基本条例との関係を規定するのは早計	6						
1 自治基本条例を最高規範と位置付ける	11										
2 自治基本条例との関係を規定するのは早計	6										

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

		<ul style="list-style-type: none"> 1 議会の最高規範と規定 14 2 議会の基礎となる条例と規定 6 ※ その他規定すべき事項について回答数は次のとおり 1 基本条例に反する例規を制定しない 0 2 基本条例反する例規を制定しない努力 0 3 法令・基本条例に照らして判断する 3 4 選挙後に条例に関する研修を行う 0 5 新任議員に限って研修を義務づける 0 6 議会・議員の条例順守 6
	再開 11:50	
委員長 14番 佐藤		<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高規範性については、自治基本条例を上位の最高規範とし、議会における最高規範とする規定を設けることとし、その他「基本条例に反しない例規を制定しないこと」「法令・基本条例に照らした判断をすること」「議会・議員の条例順守」について規程することとし、たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。 (「異議なし」の声あり) ・ 委員長説明のとおり決定する。
委員長 14番 佐藤		
	休憩 12:10	
	再開 13:00	
委員長 14番 佐藤		(6) 議会の活動原則
	暫時休憩 13:02	
	成文化に係る自由討議	<ul style="list-style-type: none"> ※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポイント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0ポイントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。 1 全ての会議を原則公開 25 2 町民に開かれた議会 29 3 積極的な情報公開（公開性の確保） 27 4 公正性の確保 19 5 透明性の確保 17 6 信頼性の確保 17 7 ホームページを利用し、議案等を事前公表 13 8 議案資料等を傍聴者に提供 19 9 議事機関として重要事項を意思決定 23 10 町民の多様な意見の把握 19 11 町民の多様な参加の保障 12 12 町民参画を不断に推進 12 13 政策提案等町政への反映 23 14 町民への説明責任 27 15 監視・けん制・評価 24 16 議員相互の自由かつ達な討議 18 17 交流と自由な討論の広場であるとの認識に立つ 8 18 議決責任を深く認識 17 19 議決事項の経緯等の説明（町民への説明責任） 12 20 町民の多様な参加 11 21 議会が住民自治の機関であることの自覚 13 22 会議の定刻開催し、休憩時の傍聴者への説明 7 23 委員会で委員外議員を含めた多様な討議の展開 7
	再開 13:10	
委員長 14番 佐藤		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つ一つ議論すると長時間に渡るため、各委員の回答の傾向を基に

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 委員長説明のとおり決定する。

(7) 議員の活動原則

暫時休憩 13:12

成文化に係る自由討議

※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポイント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0ポイントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 議員相互間の討議を重んじる | 31 |
| 2 議会が言論の府であることを重んじる（認識する） | 20 |
| 3 議会が合議制の機関であることを重んじる（認識する） | 16 |
| 4 議員相互の自由な討議を推進 | 18 |
| 5 議員間の立場が対等であることを認識 | 23 |
| 6 積極的な討議により結論を出す環境づくり | 21 |
| 7 町政の課題全般について町民の意思を的確に把握 | 21 |
| 8 町政全般について、課題、町民の意見、要望等を把握 | 21 |
| 9 町民の多様な意見を的確に把握 | 12 |
| 10 世代、地域等に配慮して町民の意見を的確に把握 | 11 |
| 11 一部の団体及び地域にとどまらない多様な意見を把握 | 16 |
| 12 自らの能力を高める不断の研鑽 | 21 |
| 13 自らの政策立案能力の向上 | 23 |
| 14 不断の研修、視察、研究等により知恵や見識を向上 | 21 |
| 15 町民の代表にふさわしい活動 | 23 |
| 16 地位による影響力を認識 | 12 |
| 17 常に町民の代表であることを意識して活動 | 13 |
| 18 公正かつ誠実に職務を遂行 | 23 |
| 19 町民全体の福祉向上及び豊かなまちづくりを推進 | 23 |
| 20 一部の団体及び地域の代表にとどまらず活動 | 18 |
| 21 町民全体の暮らしの向上を目指し活動 | 20 |
| 22 町政を総合的な見地からとらえて活動 | 17 |
| 23 町民に対し、積極的に報告 | 23 |
| 24 議員の倫理 | 18 |

再開 13:15

・ 各委員の回答の傾向を基にたたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 委員長説明のとおり決定する。

(8) 正副議長ほか役職に係る活動原則

暫時休憩 13:17

成文化に係る自由討議

※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポイント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0ポイントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。

- | | |
|--|----|
| 1 議事整理権、秩序保持権など、地方自治法に規定される議事整理に関わる活動原則を規定すべきだ。 | 29 |
| 2 対外的に唯一代表権のある議長、議長を支える副議長については、議会を代表する立場として取るべき活動原則を規定すべきだ。 | 21 |

委員長 14番 佐藤

委員長 14番 佐藤

委員長 14番 佐藤

委員長 14番 佐藤

委員長 14番 佐藤

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

- 3 合議制の議会をまとめる立場として、一定の議員経験を踏まえた議会運営、委員会運営の熟知、経験をもとに助言を行う立場を活動原則として規定すべきだ。
15
- 4 法で求められる本会議における採決時のルール、委員外議
13
- 5 議員の活動原則のみで十分だ。
3
- 6 議事整理権、秩序保持権など、議事整理に関わる正副委員長の活動原則を規定すべきだ。
24
- 7 委員会主義をとる別海町議会の積極的な委員会活動において、必要となる正副委員長の活動原則を規定すべきだ。
23
- 8 特に常任委員会などにおいて必要最小限の人数で構成されている事情からも、一人一人の委員の高い調査意識が欠かせないという考えの基に、委員の活動原則も規定すべきだ。
14
- 9 全議員で投票し、決定している選定背景からも、議会運営の要として、議会運営委員長の活動原則も規定すべきだ。
17

再開 13:20

委員長 14番 佐藤

- ・ 各委員の回答の傾向を基にたたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 14番 佐藤

- ・ 委員長説明のとおり決定する。

委員長 14番 佐藤

(9) 委員会に係る活動原則

暫時休憩 13:22

成文化に係る自由討議

※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポイント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0ポイントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。

- 1 基本条例と議会の条例を関連づかせるためにも、委員会条例について触れる規定を設け、「仕組み」のルールである「委員会条例」に対して、委員会活動の意義や目的を基本条例に規定すべきだ。
25
- 2 委員会の調査資料は、委員が調査するための資料でなく、主権たる町民が議会に参画するための資料であり、委員が町民の意見を聴くための資料であるという考えから、事前の公開原則を規定すべきだ。
17
- 4 意見交換会について規定すべきであるが、「調査を補強する必要があると判断する場合は、積極的に住民の意見を聴取する」という概要規定にとどめ、意見交換会の規定は、別途、他の例規での規定にすべきだ。
19
- 5 委員会活動の充実強化を図るため、委員外議員を含めた多様な討議を展開すべきだ。
9
- 6 各委員会の委員の調査を尊重し、必要がある場合、全員で協議する場において、他の議員の意見を聴く場を設ける程度にとどめるべきだ。
14
- 7 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会について一定の活動原則（役割）を規定すべきだ。
21
- 8 協議又は調整の場（全員協議会等）についても規定すべきだ。
11
- 9 調査計画や委員会調査の原案づくり、所管との調整など、正副委員長の活動に対して、公務として位置付けられるよう、正副委員長会議等についても規定すべきだ。
15

再開 13:24

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員の回答の傾向を基にたたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。 (「異議なし」の声あり) ・ 委員長説明のとおり決定する。 <p style="text-align: center;">(10) 危機管理</p> <p>暫時休憩 13:26</p> <p>成文化に係る自由討議</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポイント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0ポイントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 議会としての業務継続（議会BCP）について規定すべきだ。 17 2 議会としての業務継続（議会BCP）は、まだ十分な議論が進んでいないため、危機管理体制の整備程度にとどめるべきだ。 6 3 議会として町長への要請を規定すべきだ。 8 4 必要に応じて意見書の提出など、町長だけでなく、国等への提案、提言、要望等について規定すべきだ。 14 5 要請、要望等に必要な「調査」についても規定すべきだ。 12 6 安否の所在の連絡、地域の一員としての共助の貢献、被災状況等の報告など、災害時の議員活動を基本条例に規定し、議会の姿勢を町民に示すべきだ。 12 7 議会として、迅速に予算を決定するなど、議員活動だけでなく、有事の議会の役割も基本条例に規定すべきだ。 12 8 6、7のような議員及び議会の具体的な活動は、別途規定すべきだ。 16 <p>再開 13:50</p>
委員長 14番 佐藤	
委員長 14番 佐藤	
委員長 14番 佐藤	
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会BCPについては、この機会に整備することとし、細かな規定は、別途設ける内容によって、たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。 (「異議なし」の声あり) ・ 委員長説明のとおり決定する。 <p style="text-align: center;">(11) 見直し手続き</p> <p>暫時休憩 13:52</p> <p>成文化に係る自由討議</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 特に規定すべき事項を5ポイント、規程しておくべき事項を3ポイント、判断に迷う事項を1ポイント、規程が不要と考える事項を0ポイントとした、委員会全体の考え方の傾向は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 基本条例に基づいた議員活動、議会の施策が実行されているか、丁寧に進捗を確認するうえでも、条例の検証は、1年ごとに行うべきだ。 11 2 実行性も含めてしっかりとした議論に基づいた条例であれば、議員任期の4年ごとに見直すが、見直し期間としては適正だ。 13 3 議会制度の国内的な動き、災害の発生等の予期しない事象の発生、議員間討議の活性化による施策の実施や見直しなど、柔軟な変更に対応できるように「必要に応じて」の見直しとすべきだ。 18 4 見直しについて検証した場合は、その結果を公表すべきだ。 23
委員長 14番 佐藤	
委員長 14番 佐藤	
委員長 14番 佐藤	

第4回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

	5 制度を改善する場合は、全ての議員の合意形成について規定に盛り込むべきだ。 11
	6 条例を改正することとなった場合における改正理由、背景等の説明責任を規定すべきだ。 15
	7 議会内部の見直し議論だけでなく、町民の意見や社会情勢の変化など、外部要因によっても見直される見直し規定を加えるべきだ。 15
	再開 14:20
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証主体をどうするか、また、現実的な運用が難しいため、条例については、検証ではなく、1年ごとの確認とし、内部の議論や外部要因によって条例の改正が求められる場合に対応するために必要に応じて条例を見直すという規定とすることで、たたき台を正副委員長で作成し、次回の委員会で示すこととしてよろしいか。 <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
委員長 14番 佐藤	議事2 成文化作業(2回目)について
事務局主幹 松本	資料により内容説明
	1 成文化のポイントについて
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員とも協議シートに考え方を記載の上で、次回委員会の開催前に事務局にシートを提出されたい。
委員長 14番 佐藤	議事3 参考人(議会モニター)に対する意見聴取について
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次々回以降の委員会について日程を調整したい。
	暫時休憩
	日程調整に関する自由討議
	再開
委員長 14番 佐藤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月20日の次回委員会終了後は、次の日程で調査を行うこととする。 <p style="text-align: center;">第6回委員会 令和2年9月1日(火) 10:00～ 第7回委員会 令和2年9月7日(月) 10:00～</p>
委員長 14番 佐藤	閉会挨拶
委員長 14番 佐藤	14:32 閉会